

○試験における不正行為の処分基準

1978年1月21日

制定

改正 2002年7月12日

2004年6月16日

2006年7月12日

2013年11月13日

2014年6月18日

第1条 東京経済大学学則（以下「学則」という。）第71条、第72条及び東京経済大学試験及び成績評価規程（以下「試験規程」という。）第9条に基づいて、試験における不正行為の処分をする場合は、この基準による。

第2条 試験規程第9条における不正行為とは、次の各号に掲げる行為をいう。

- ① 他人の答案を見る行為
- ② 他人と相談する行為
- ③ 他人と答案を交換しあう行為
- ④ ノート、教科書、参考書等許可されないものを机上等、目に見えるところに置く、もしくは見る行為。ただし、携帯電話等の通信機器を「目に見えるところに置く」行為については、試験監督者が個別に注意したにも関わらず、さらに当該行為を継続した場合に限る。
- ⑤ 本人に替わって受験させ、又は受験する行為
- ⑥ その他試験の公正をさまたげる行為

第3条 学則による懲戒処分に併せて当該学期（通年科目の場合は当該年度）履修科目の単位取得についても、一部又は全部を無効とすることができる。

第4条 第2条第1号及び第2号に該当する行為を行った者は、譴責に処し、当該履修科目の単位取得を無効とする。併せて他履修科目の単位取得を無効とすることができる。

第5条 第2条第3号及び第4号に該当する行為を行った者は、2カ月以内の停学に処し、当該学期（通年科目の場合は当該年度）の一部又は全履修科目の単位取得を無効とする。

第6条 第2条第5号に該当する行為を行った者は、3カ月以内の停学に処し、当該学期（通年科目の場合は当該年度）全履修科目の単位取得を無効とする。

第7条 第2条第6号に該当する行為を行った者は、譴責又は3カ月以内の停学に処し、当該学期（通年科目の場合は当該年度）の一部又は全履修科目の単位取得を無効とする。

第8条 この基準に基づき停学に処せられた者が再び停学処分に該当する不正行為を行った場合には、退学に処する。

第9条 この基準の改廃は、学生委員会及び代議員会の議を経て行う。

付 則

- 1 この基準は、1978年（昭和53年）1月21日から施行する。
- 2 1960年（昭和35年）7月21日教授会決定「試験において不正行為があった学生に対する処置案」は廃止する。

付 則

この基準は、2002年（平成14年）7月12日から改正施行する。

付 則

この基準は、2004年（平成16年）6月16日から改正施行する。

付 則

この基準は、2006年（平成18年）7月12日から改正施行する。

付 則

この基準は、2013年（平成25年）11月13日から改正施行する。

付 則

この基準は、2014年（平成26年）6月18日から改正施行する。